

内閣府 御中

2022 年 2 月 28 日

一般社団法人小型家電リサイクル協会

会長 金城正信

事業者から使用済小型家電等の回収を促進するための、規制緩和のお願い

当法人は、小型家電リサイクル法に基づく認定事業者からなる団体（46 社加盟／全認定事業者 58 社）です。小型家電リサイクル法の基本方針では、認定事業者が中核的な主体として位置づけられており、日々、小型家電リサイクルの普及促進・回収量拡大・再資源化処理に取り組んでいます。

昨今、金属資源等の高騰により、小型家電リサイクル法の認定事業者または産業廃棄物処理業でもない事業者による回収・処理等が増加し、金属以外の残渣の不適正処理や再資源化処理が不十分である等の課題が生じてきていると考えています。このような事柄からも、小型家電リサイクル法に基づく適正回収・高度な再資源化処理を徹底することは、国内資源循環・環境配慮・適正な回収処理の実現にむけて有効です。また、事業者が排出する使用済小型家電が、円滑かつ簡便に回収できる仕組みを構築することは、サーキュラーエコノミーを推進することにも繋がると考えています。

これまで 2018 年度・2019 年度の 2 度にわたり、当法人から経済産業大臣・環境大臣宛に規制緩和を含む内容の要望書等を提出しています。あらためてとなりますが、小型家電リサイクルの更なる促進に向け、以下のとおり、事業者が排出する小型家電の回収に関する規制緩和について、ご検討をよろしくお願い申し上げます。

●2018年度 当法人からの政策提言（抜粋）

項目4 事業者が排出する小型家電について

事業者から産業廃棄物として排出される小型家電についても、認定事業者が引き取るべきことを法令に明記することが必要である。

家庭から一般廃棄物として排出される小型家電の回収は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が主催する「都市鉱山でつくる！みんなのメダルプロジェクト」の取組みもあり、全国のほとんどの自治体が参加して回収体制が確立されたと言っても過言では無い。

それに比べ、産業廃棄物として排出されている小型家電は、まだその多くが認定事業者へ引き渡されていない。その要因として委託契約やマニフェストの運用などの事務が通常の産業廃棄物処理委託事務と変わらないため、認定事業者に引き渡すメリットや社会貢献の意義が見出せないこと等が挙げられる。そこで、例えば、排出事業者には、「認定事業者へ引き渡した段階で排出者責任が免除される。」「CO2削減にいくら協力した。」等、環境保全の推進への貢献を評価するような制度を検討し、企業の参加を促す施策の展開を検討する必要がある。認定事業者に対しては、特定品目など資源として回収する小型家電は委託契約を不要（但し、施行規則第15条報告は必要）とする、あるいは、逆有償で回収した場合でも認定事業者に引き渡した場合は、認定事業者のスキーム内（委託契約行為、施行規則第15条報告は必要であるが、計量報告により排出事業者単位の実績の情報管理はされているのでマニフェストの交付は不要）とする等、産業廃棄物の小型家電が認定事業者に引き渡され易くなるような運用方法を検討する必要がある。

●2019年度 当法人からの要望書（抜粋）

項目3 事業者が排出する小型家電の回収について

「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」でもスポンサー企業を中心に業務用の携帯電話やパソコンが提供されました。事業者に対し、小型家電リサイクル法第7条「事業者の責務」に基づき、産業廃棄物として処理・処分している小型家電については、国から認定を受けている事業者（以下「認定事業者」という。）に引き渡すことが望ましい旨を認定事業者へ引き渡すことのメリットや社会貢献意義（SDGs）等を含め、改めて啓もう・啓発するよう要望します。また、環境省におかれましては「アフターメダルプロジェクト」の一環として、事業者等から産業廃棄物として排出される小型家電回収をレガシーとして継承できるような施策を当協議会と一緒に考えて頂くよう要望します。

以上

■問い合わせ先

一般社団法人小型家電リサイクル協会

副会長 中村 俊夫

事務局長 松山 保夫

TEL : 044-379-4465 FAX : 044-288-4952